

越谷市火災予防条例新旧対照表

新	旧
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、<u>溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池</u>による発電設備であつて火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに第 44 条第 10 号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 12 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池<u>又は固体酸化物型燃料電池</u>による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第 4 項において同じ。)であつて出力 10 キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池<u>又は溶融炭酸塩型燃料電池</u>による発電設備であつて火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに第 44 条第 10 号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 12 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第 4 項において同じ。)であつて出力 10 キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置</p>

場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3 条文略

⌋

5 条文略

(設置の免除)

第29条の5 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第3項第2号に定める技術上の

に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3 条文略

⌋

5 条文略

(設置の免除)

第29条の5 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第2項第2号に定める技術上の

基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(4) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 3 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(5) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 4 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(個室型店舗の避難管理)

第 37 条の 3 カラオケボックス、インターネットカフェ(消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号) 第 5 条第 2 項第 1 号に規定する店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。)、漫画喫茶(同号に規定する店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。)、テレフォンクラブ(同項第 2 号に規定する店舗をいう。)、個室ビデオ(同項第 3 号に規定する興行場をいう。)その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗(以下「個室型店舗」という。)の関係者は、避難通路に面して設ける遊

基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(4) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 2 項第 3 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(5) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 2 項第 4 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

興の用に供する個室の戸(外開きの戸に限る。)については、開放した場合において自動的に閉鎖するものとするにより、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該個室の戸を開放した場合においても避難通路の幅員を十分に確保できる場合その他避難上支障がないと認められる場合については、この限りでない。

(準用)

第42条 第35条から第36条の2まで及び第37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場、ディスコ等又は個室型店舗の用途に供する場合について準用する。

(準用)

第42条 第35条から第36条の2まで及び第37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。